

JA小松市からのお知らせです！

消費税を適正に申告しましょう！

消費税（簡易課税・本則課税）の申告方法が変わりました！

- ・ これまでは消費税が1つ（8%）しかなかったため、JAからの収入と費用を差し引きした金額を『課税売上』とし、申告しておりました。
- ・ 消費税法改正（2019年10月）以降は、消費税が2つ（10%と軽減8%）になりました。
- ・ 農業者の場合、農産物の販売代金（仮渡金・精算金含む）にかかる消費税はほとんどが軽減8%である一方、農産物を作るために必要な生産資材や農協への手数料等にかかる消費税は10%となります。
- ・ このため、消費税法改正前のような、農協への委託販売手数料等を差し引いた申告（消費税）が出来なくなりました。
- ・ これからは、販売代金（軽減8%）を『**課税売上**』、生産資材・JA手数料等（10%）は『**課税仕入**』として申告が必要です。

【例】

- ・ 農業者は1, 100万円の農産物販売をJAに委託
- ・ JAは120万円の手数料等を徴収して農業者へ精算

<軽減税率導入前>

課税売上高 980万円（1, 100万円－120万円）
（消費税課税事業者ではなかった）

<軽減税率導入後（令和2年産より）>

課税売上高 1, 100万円
課税仕入高 120万円

※手数料等については
各農業者へご案内します。

重要

課税事業者になったり、5,000万円を超えると簡易課税制度が利用できなくなってしまう(届け出が必要)

<お問い合わせ>

JA小松市 営農部担い手対策室 TEL:23-4053